

令和元年6月市議会 総務委員会資料

第100号議案 工事の請負契約の締結について

長崎市新庁舎建設建築工事

目次

| | | |
|---|--------------|------|
| 1 | 工事の仮契約の概要 | 1ページ |
| 2 | 制限付一般競争入札の概要 | 4ページ |
| 3 | 総合評価落札方式の概要 | 7ページ |

理 財 部
まちづくり部
企画財政部

令和元年6月



1 工事の仮契約の概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|-------------|------------------------|-----|---|------------|----|-----------|---|-----|----|-----|----|-------|---|-----|----|-------|---|-------|---|-------------|---|-------|----|---------|---|
| 第100号議案資料 | | 担当 | 理財部 まちづくり部 企画財政部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 名 | 長崎市新庁舎建設建築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契 約 金 額 (消費税込) | 15,015,000,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 落 札 金 額 (消費税含まない) | 13,650,000,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相 手 方 | <p>清水・西海・長崎土建特定建設工事共同企業体</p> <p>福岡市中央区渡辺通三丁目6番11号 清水建設株式会社九州支店 常務執行役員支店長 堤 義人</p> <p>長崎市興善町2番8号 株式会社西海建設 代表取締役 寺澤 律子</p> <p>長崎市出島町4番2号 株式会社長崎土建工業所 代表取締役社長 上山 信宏</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 期 | 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（制限付一般競争入札） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入 札 | 入札年月日 | 令和元年6月14日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 入札回数 | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 入札参加者 及び入札結果 | 8ページ記載のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 概 要 | <p>1 工事場所 魚の町</p> <p>2 工事内容</p> <p>(1) 建築物の構造及び種別 鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）免震構造地下1階地上19階塔屋1階建</p> <p>ア 庁舎（議会部分を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>玄 関</td> <td>4</td> <td>休憩スペース・休憩室</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>市 政 資 料 室</td> <td>1</td> <td>倉 庫</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>前 室</td> <td>18</td> <td>更 衣 室</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>便 所</td> <td>89</td> <td>静 養 室</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>授 乳 室</td> <td>6</td> <td>防 災 セ ン タ ー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>執 務 室</td> <td>86</td> <td>ゴ ミ 置 場</td> <td>1</td> </tr> </table> | | | 玄 関 | 4 | 休憩スペース・休憩室 | 21 | 市 政 資 料 室 | 1 | 倉 庫 | 33 | 前 室 | 18 | 更 衣 室 | 8 | 便 所 | 89 | 静 養 室 | 1 | 授 乳 室 | 6 | 防 災 セ ン タ ー | 1 | 執 務 室 | 86 | ゴ ミ 置 場 | 1 |
| 玄 関 | 4 | 休憩スペース・休憩室 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 政 資 料 室 | 1 | 倉 庫 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前 室 | 18 | 更 衣 室 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 便 所 | 89 | 静 養 室 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 授 乳 室 | 6 | 防 災 セ ン タ ー | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執 務 室 | 86 | ゴ ミ 置 場 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------|---|-----------------|----|
| 宿直室 | 1 | 仮眠室 | 2 |
| 守衛室 | 1 | シャワー室 | 2 |
| 通用品 | 1 | 控室 | 2 |
| 相談室 | 39 | 健康相談室 | 1 |
| キッズスペース | 3 | 事後処理室 | 1 |
| 待合スペース | 8 | 口ツカ一室 | 12 |
| 総合案内 | 1 | 市政記者室 | 1 |
| 多目的スペース | 1 | 大会議室兼災害対策本部室 | 1 |
| 市民利用会議室 | 1 | サ一バ一室 | 1 |
| 乳幼児健診室 | 1 | 印刷室 | 1 |
| こども健康室 | 1 | 無線機械室 | 1 |
| 歯科健診室 | 1 | 応接室 | 2 |
| 給湯室 | 29 | 市長室 | 1 |
| 売店 | 1 | 副市長室 | 2 |
| レストラン | 1 | 庁議室兼災害対策本部会議室 | 1 |
| 銀行 | 2 | 展望ホール | 1 |
| 金庫室 | 1 | 地下駐車場 | 1 |
| 機械室 | 19 | 駐車場管理室 | 1 |
| ランドリ | 1 | | |
| イ 庁舎（議会部分に限る。） | | | |
| 議会議口 | 1 | 議会図書室 | 1 |
| 理事者控 | 1 | 機械室 | 3 |
| 倉庫 | 2 | 議場 | 1 |
| 授乳室 | 2 | 執務室 | 2 |
| 便所 | 10 | 待合室 | 1 |
| 応接室 | 6 | 議長室 | 1 |
| 議員控 | 14 | 副議長室 | 1 |
| 更衣室 | 3 | 傍聴口 | 1 |
| 会議室 | 8 | 傍聴席 | 1 |
| 給湯室 | 4 | 前室 | 1 |
| (2) 建築物の面積 | 建築面積 | 4,022.69平方メートル | |
| | 延べ面積 | 51,747.66平方メートル | |
| (3) その他 | 昇降機設備工事 | 一式 | |
| 落札者決定方式 | 本工事は、技術力に係る資料の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）を適用した工事である。 | | |

財 源 内 訳

| | 工事費 | 財源内訳 | | | | |
|-----|------------------|---------------|---------|------------------|-----------------|---------|
| | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 予算額 | 千円 24,063,000 | 千円 158,278 | 千円 - | 千円 16,966,800 | 千円 6,937,922 | 千円 - |
| 契約額 | 千円 15,015,000 | 千円 98,763 | 千円 - | 千円 10,587,000 | 千円 4,329,237 | 千円 - |
| 差引 | 千円 9,048,000 | 千円 59,515 | 千円 - | 千円 6,379,800 | 千円 2,608,685 | 千円 - |

建設建築工事に続き、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事を発注予定。

2 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 長崎市新庁舎建設建築工事
- イ 工事場所 長崎市魚の町4番1の一部、4番100の一部
- ウ 工事内容 庁舎 新築
構造 地上 鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
地下 鉄筋コンクリート造
基礎 直接基礎（マットスラブ）
その他 免震構造
階数 地下1階 地上19階 塔屋1階
延べ面積 51,747.66㎡
屋根 コンクリートスラブの上、アスファルト防水
外装 ECP及びコンクリート躯体の上、フッ素樹脂塗装
- エ 工期 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで

(2) 資格要件

ア 共同企業体としての要件

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (イ) 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- (ウ) 共同企業体は、3者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの2者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることできない。
- (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は20%とする。
- (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
- a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
- b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
- (カ) 共同企業体の一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねていないこと。

イ 共同企業体の構成員の資格要件

- (ア) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事）に登録がある者であること。
- (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等に

おける暴力団等の排除措置に関する要綱の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。
- (キ) 共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)が、本入札に参加する他の共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)と同一の者になっていない者であること。
- (ク) 開札日の前日から起算して1か月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

ウ 代表構成員の資格要件

- (ア) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (イ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が1000点以上である者であること。
- (ウ) 元請(共同企業体においての実績は代表構成員としての実績)として、過去10か年の間に、国、地方公共団体等が発注した新築工事で、延べ面積が25,000㎡以上の免震工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (エ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

エ その他構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (ウ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が1000点以上である者であること。
- (エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を主任技術者と

して専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

3 総合評価落札方式の概要

(1) 目的

総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格だけでなく技術力も含め一体的に評価し、総合的に優れた調達を行う方法で、本市では、平成19年度から行っており、平成31年3月には大型工事にも対応できるよう見直しを行った。

新庁舎建設建築工事においては、高い技術力が求められ、かつ大規模な工事であるため、入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価し、落札者を決定する必要があることから、総合評価一般競争入札を採用したものである。

(2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

新庁舎建設建築工事の総合評価一般競争入札落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）については、長崎市総合評価一般競争入札審議会の意見を踏まえ、次のとおり決定した。

ア 評価値

落札者決定基準における評価値は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格点}$$

イ 技術評価の形式

技術評価の形式は、配置予定技術者の能力、企業の施工能力、地域貢献及び技術提案を評価する技術提案評価型（技術提案型）とする。

ウ 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに評価した点数を合計したものとする。ただし、技術提案以外の部分の評価は、各構成員の技術評価点に出資比率（実際の出資比率に関わらず、代表構成員を50%、その他構成員を25%として計算）を乗じて出た数値を合計するものとする。

エ 基準価格

基準価格は価格点の最高点となる価格とし、予定価格×基準価格率により算定する。この場合において、基準価格率は、制限付一般競争入札で設定する最低制限価格率をこれに置き換えるものとする。

オ 低入札価格

低入札価格は、価格点が0点となる価格とし、予定価格×低入札価格率により算定する。低入札価格率は、0.85とする。

カ 価格点

価格点は、次の計算式により決定するものとする。

【価格点計算式】

(ア) 基準価格以上の場合 $Y = (1 - X/A) \times K$

(イ) 基準価格未満の場合 $Y = (X/A - c) / (b - c) \times (1 - b) \times K$

Y：価格点

X：入札価格

A：予定価格

b：基準価格率 = 0.89~0.91（ランダムに決定）

c：低入札価格率 = 0.85

k：最大価格点 = 30

K：価格点係数 = $k / (1 - b)$

(3) 落札者の決定

| 入札参加者の商号又は名称 | 入札価格 | 技術 評価点 | 価格点 | 評価値 | 順位 |
|---------------------------|-----------------|-----------|-------|--------|------------|
| 清水・西海・長崎土建 特定建設工事共同企業体 | 13,650,000,000円 | 122.50 | 12.22 | 134.72 | 1位 (落札) |
| 大成・森美・大建 特定建設工事共同企業体 | 13,500,000,000円 | 106.75 | 15.48 | 122.23 | 2位 |
| 鹿島・上滝・谷川 特定建設工事共同企業体 | 13,900,000,000円 | 114.00 | 6.79 | 120.79 | 3位 |

(参考)

| | |
|---------------------|-----------------|
| 予定価格(消費税含まない)・・・① | 14,212,282,000円 |
| 基準価格率・・・② | 0.9029 |
| 基準価格(消費税含まない)・・・①×② | 12,832,269,417円 |

(4) 長崎市総合評価一般競争入札審議会における技術提案に関する審査講評

「施工上の課題への提案」において、安全管理、交通対策では、敷地周囲全体の対策であるか部分的な対策であるか、また、環境対策では、岩盤の掘削に対する騒音・振動対策について、提案に差があったが、3者とも設計図書や現場条件をよく理解され、優れた提案であった。

なお、「自由提案」について、ユニバーサルデザイン・レビューの実施や、施工中の災害発生時の対策(BCP支援活動)は、施工にあたって実施すべき事項と考えられるため、提案の有無に関わらず落札業者に実施するよう要望があった。

(5) 技術評価点の内訳

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 配点 | 清水 | 大成 | 鹿島 |
|-----------------|--|-------------------------------|----|------------------|----------------|----------------|
| | | | | 西海・長崎土建 共同企業体 | 森美・大建 共同企業体 | 上滝・谷川 共同企業体 |
| 配置予定技術者の能力 | | | | | | |
| 資格と経験 | 監理技術者又は主任技術者の資格は、一級建築施工管理技士又は一級建築士とする。経験年数は、資格取得日から公告日までの経過年数とする。 | A：10年以上 | 10 | 10 | 9.5 | 10 |
| | | B：経験5年以上10年未満 | 8 | | | |
| | | C：3年以上5年未満 | 6 | | | |
| | | D：1年以上3年未満 | 4 | | | |
| | | E：1年未満 | 0 | | | |
| 同種・類似工事の実績 | <p>①平成21年4月1日から平成31年3月31日までに国、地方公共団体等から発注され完成した工事の中から、単独又は代表構成員の監理技術者として施工した工事1件を記載する。</p> <p>②同種工事とは、国、地方公共団体等が発注した新築工事で、延べ面積が50,000㎡以上の建築一式工事とする。</p> <p>③類似工事とは、国、地方公共団体等が発注した新築工事で、延べ面積が25,000㎡以上の建築一式工事とする。</p> | A：同種工事 | 20 | 10 | 10 | 10 |
| | | B：類似工事 | 10 | | | |
| | | C：なし | 0 | | | |
| CPD (継続学習制度) | 配置予定技術者が平成30年4月1日から平成31年3月31日までに取得した単位 | A：推奨単位以上 | 5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 |
| | | B：推奨単位の1/2以上 | 3 | | | |
| | | C：上記以外 | 0 | | | |
| 企業の施工能力 | | | | | | |
| 総合数値 | 長崎市の資格審査における建築一式工事の総合数値。 | 総合数値×0.015 (小数点以下第1位を四捨五入) | — | 25 | 23.75 | 25.5 |
| 同種・類似工事の実績 | <p>①平成21年4月1日から平成31年3月31日までに国、地方公共団体等から発注され完成した工事の中から、単独又は代表構成員として施工した工事1件を記載する。</p> <p>②同種工事とは、国、地方公共団体等が発注した新築工事で、延べ面積が50,000㎡以上の免震工事とする。</p> <p>③類似工事とは、国、地方公共団体等が発注した新築工事で、延べ面積が25,000㎡以上の免震工事とする。</p> | A：同種工事 | 20 | 10 | 10 | 10 |
| | | B：類似工事 | 10 | | | |
| | | C：なし | 0 | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------|---|--|----|--------|--------|--------|
| 労務賃金の支払い | <p>①「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」こととする。</p> <p>②元請及び下請全ての、以下に示す作業員の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とび工 21,600円 ・鉄筋工 21,900円 ・型枠工 22,100円 | <p>A：誓約する</p> | 5 | 5 | 0 | 5 |
| | | <p>B：誓約しない</p> | 0 | | | |
| 地域貢献 | | | | | | |
| 下請け及び資器材調達における市内業者の活用 | 下請け及び資器材調達における市内業者への発注率（一定の点数を乗じて評価） | 市内業者への発注率×20点 （小数点以下第1位を四捨五入） ※上限10点 | 10 | 10 | 6 | 6 |
| 技術提案 | | | | | | |
| 施工上の課題への提案 | <p>発注者からの課題に対する提案を評価する。</p> <p>①工程管理 工程管理が適切で工夫がみられる場合を評価。</p> <p>②品質管理 品質管理が適切で、工夫がみられる場合を評価。</p> <p>③安全管理、交通対策 現場や周辺交通等への安全対策が適切で工夫がみられる場合を評価。</p> <p>④環境対策 敷地及び周辺地域に対する環境への配慮が適切で工夫がみられる場合を評価。</p> | <p>最大40点として、項目数に応じて点数を案分し3段階で評価する。</p> <p>A：10点（課題に対して提案が適切で、工夫が多くみられる）</p> <p>B：5点（課題に対して提案が適切で工夫がみられる）</p> <p>C：0点（課題に対して提案が適切でない又は工夫がみられない）</p> | 40 | 40 | 35 | 35 |
| 自由提案 | 上記地域貢献及び施工上の課題への提案以外で、地域貢献や目的物の機能向上等に関する自由な提案を評価。 | <p>最大10点として3段階で評価する。</p> <p>A：10点（提案が適切で、施工や機能向上等に大きく寄与する）</p> <p>B：5点（提案が適切で施工や機能向上等に寄与する）</p> <p>C：0点（提案が適切でない又は施工や機能向上等に寄与しない。）</p> | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 合 計 | | | - | 122.50 | 106.75 | 114.00 |